

宅地造成及び住宅建設等にかかる配水管布設に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、宅地造成及び住宅建設並びに既存の住宅等（以下「宅地造成地区等」という。）において、給水に必要な配水管の布設に要する工事費の負担及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱範囲)

第 2 条 この規程に定める配水管布設の範囲は、宅地造成地区等において新たに給水装置を必要とし、公道上（私道は含まない）に配水管布設の申請があったもののうち、次号に該当し町長が適当と認めるものとする。

宅地造成地区等のうち、「大木町開発行為等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）の適用範囲に該当する配水管布設の取り扱いについては該当しないものとする。ただし、指導要綱に基づき申請協議され住宅等建設後 3 年経過したものについてはこの限りではない。

- (1) 配水管布設要望地区の住宅総数が 3 戸以上（事業所等は含まない）であり 70%以上（小数点以下切上げ）が給水装置を必要とする場合。
- (2) 既設配管布設地区に新たに給水装置を必要とするため、水需要の変動が生じる地区において既設配管の布設替を必要とする場合。

なお、上記の場合及びこの指導要綱の適用範囲に該当しない宅地開発については、1 団地を 1 戸とみなす。

2 前項各号に該当しない場合は、第 4 条 1 項第 3 号の費用負担により該当するものとする。

(工事の申込み)

第 3 条 配水管の布設を必要とする者(以下「工事申込者」という。)は配水管布設申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(工事費用の負担)

第 4 条 宅地造成地区等の配水管布設の申請協議を行い、町が当該工事を施行する場合は、工事申込者は、工事設計額に次に掲げる区分による割合を乗じて算出した工事の費用に 100 分の 105 乗じて得た額を負担しなければならない。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合

配水管延長区分	申込者負担	町負担
分岐点から 50m までの部分	50%	50%
50m を超え 200m までの部分	35%	65%
200m を超える部分	25%	75%

(2) 第2条第1項第2号に該当する場合

区 分	申込者負担	町負担
既設管口径 ϕ 25mm 以下	25%	75%
ϕ 30mm 及び ϕ 40mm	40%	60%
ϕ 50mm	60%	40%
ϕ 75mm 以上	町長が定める額	

(3) 第2条第2項第1号に該当する場合

配水管延長区分	申込者負担	町負担
分岐点から 50m までの部分	50% (100%)	50% (0%)
50m を超える部分	50% (60%)	50% (40%)

() は事業所等の場合とする。

2 前項の規定により算定した工事負担額が工事申し込み者が必要とする口径の水道メーター数に次に掲げる区分による当該金額を乗じ得た額の合計額を超えるときは、超える額を免除する。

ただし、宅地開発、集合住宅等には適用しない。

(1) 第2条第1項第1号及び2号に該当する場合

(税込)

メーター口径	金 額	
ϕ 13 mm	1 戸当り	315,000 円
ϕ 20 mm	〃	525,000 円
ϕ 25 mm	〃	735,000 円
ϕ 40 mm 及び 50mm	〃	1,890,000 円
ϕ 75mm 以上	町長が定める額	

3 第1項の設計額のうち、当該配水管布設地区における水需要の増大等が見込まれ、管理者がこれらに対処するための工事を同時に施行するときは、その部分にかかる経費を除いた設計額によって算定するものとする。

4 前各項により難しいときは、協議のうえ、決定するものとするが、町は財政上又はその他の理由により負担しないことがある。

(負担金の納入)

第5条 工事申込者は、当該工事の負担金を町が指定した日までに、申請代表者が取りまとめの上、町に納入しなければならない。

尚、当該工事を町が施行する場合は、町が指定した日までに設計額に対する負担額の7割となる額を納入し、工事完了後、当該工事請負額に対する負担額から既納入額を差し引き、精算分として納入しなければならない。

(工事費の算定基準)

第 6 条 当該工事の工事費算定の基礎となる配水管の口径、埋設路線、埋設深度及び使用管材等について、町において定めるものとする。

(資産の帰属)

第 7 条 この規程に基づいて布設した配水管は、すべて大木町に帰属する。

(細 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程(内規)は公布の日(平成元年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程(内規)は公布の日(平成 4 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程は公布の日(平成 22 年 4 月 1 日)から施行する。

[様 式 1] (第 2 条第 1 項第 1 号)

平成 年 月 日

大木町水道事業

大木町長

様

申請代表者

住 所 三瀨郡大木町大字

氏 名

配水管布設申請書

当該地区に配水管を布設くださるよう関係書類を添えて申請します。

なお、実施に当たっては、貴町の関係規程等を遵守します。

申 請 者

氏名	住所	印
	大木町大字	
	大木町大字	
	大木町大字	
	大木町大字	
	大木町大字	
	大木町大字	
	大木町大字	
	大木町大字	

関係書類

- ・ 付近見取り図
- ・ その他

[様 式 1] (第 2 条第 1 項第 2 号)

平成 年 月 日

大木町水道事業

大木町長 石 川 潤 一 様

申 請 者

住 所 三瀨郡大木町大字

氏 名

配水管布設申請書

当該地区に宅地造成及び住宅建設等にかかる配水管布設に関する規程第 2 条第 1 項第 2 号により水道管の増径布設を施工して下さるよう関係書類を添えて申請します。

なお、実施に当たっては、貴町の関係規程等を遵守します。

関係書類

- ・ 付近見取り図
- ・ その他

付近見取図